

事務連絡
平成20年1月〇日

指定統計調査実施省統計主管課 御中

総務省政策統括官付
統計企画管理官

指定統計調査調査票の目的外使用申請の取扱いに係る今後の運用について

標記に関し、申請処理の迅速化・効率化を図るため、その運用について、あらためて下記のとおり御連絡いたしますので御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 調査実施者は、申請者から提出された申請書類について、申請文書への記載事項及び添付書類に脱漏がないことを、別添1のチェックリストで確認の上、当該申請に対する意見及び当該チェックリストを添えて、総務省政策統括官室に提出するものとする。
- 2 総務省政策統括官室は、調査実施省から示された意見及びチェックリストに基づき、主として秘密の保護及び公益性の観点を中心として審査するものとする。
- 3 申請については、総務省政策統括官室及び調査実施省において、別添2を参考に、適切な進行管理に努めるものとする。

【本件連絡先】

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計企画管理官室 総括担当 野村、鈴木、桑原

電話：03-5273-1142（直通）

FAX：03-5273-1181

E-mail：s-soukatsu@stat.go.jp

調査実施省向け 申請書類提出チェックリスト

■ 全ての場合に共通

		チェック
指定統計調査調査票使用申請書		
申請書記載事項		
	指定統計調査の名称	
	調査票の使用目的 / 研究計画・研究実施要領等と齟齬はないか	
	調査票の使用者の範囲 / 使用者は限定されているか	
	使用する調査票の名称及び範囲 / 提供可能な範囲であるか、必要最小限の範囲であるか	
	使用する調査事項 / 提供可能な調査事項であるか、必要最小限の調査事項であるか	
	使用方法 / 秘密保護の観点から問題はないか	
	使用期間 / 必要最小限の期間であるか	
	使用場所 / 秘密保護の観点から問題はないか	
	結果の公表方法及び公表時期（秘匿を行う場合その方法）	
	転写書類の使用後の処置 / 焼却、返納、データ消去等、適切な処置となっているか	
	事務担当者	
申請書添付書類		
	調査票様式または調査票データレイアウトフォーム （使用調査事項にマーカーしたもの）	
	集計様式（使用調査事項のわかるもの）	
	期間中の使用スケジュール	

《秘密の保護に関するもの》

■ 公務員等以外の者が調査票を使用する場合

秘密保護に係る誓約書	
------------	--

■ 公務員等以外の者に調査票使用に係る業務を委託する場合

委託業務契約書の写し	
秘密保護に係る覚書（委託業務契約書に明記されていない場合）	

《公益性に関するもの》

■ 行政機関等から委託又は補助を受けて行う場合

交付決定通知書等の写し	
-------------	--

■ 行政機関との共同研究又は行政機関からの委託若しくは補助を受けて行う研究以外の場合

関係行政機関が当該目的外使用を施策に利用する等公益性を明示的に示している文書	
--	--

調査実施省向け 進行管理表

調査名	依頼者	受付日	対応日	依頼内容・対応内容
〇〇調査	〇〇 〇〇教授	平成19年6月10日	平成19年6月10日	電話にて申請希望がある旨連絡あり。 E-mailにて手引書と手続き概略を案内。
		平成19年7月14日		E-mailにて申請書類の下審査依頼あり。
			平成19年7月18日	研究内容・研究内容と使用調査事項との関係・使用方法不明、 誓約書添付不備のため、電話及びE-mailにて記載の修正及び 添付書類の準備を依頼。
		平成19年8月3日		E-mailにて申請書類の再提出あり。
			平成19年8月8日	研究内容と使用調査事項との関係がなお不明瞭のため、電話 にて確認。記載の修正を依頼。
		平成19年8月22日		E-mailにて申請書類の再々提出あり。
			平成19年8月27日	部内説明了。 総務省政策統括官室へ下審査依頼。
		平成19年9月7日	平成19年9月7日	総務省政策統括官室から下審査了の連絡あり。 申請者に、E-mailにて公文準備を依頼。
		平成19年9月13日		申請書類（公文書）を受領。
			平成19年9月14日	決裁起案の上、部内回覧
			平成19年9月20日	部内決裁終了。総務省政策統括官室へ申請書回付。
		平成19年10月13日	平成19年10月13日	総務省政策統括官室から決裁終了及び官報告示日の連絡あり。 同日、申請者に上記及び承認後の処理について連絡。 総務省より承認通知受領、申請者に交付。 官報告示を確認、申請者にデータ交付。

指定統計調査調査票の目的外使用申請手引き

平成 20 年 1 月

総務省政策統括官室

1 はじめに

本手引きは、指定統計調査調査票の目的外使用に関する申請者の利便を図るとともに、申請者と調査実施省との間の連絡調整の効率化を図るため、主に大学等における研究者の方が申請する際の申請書の例として作成したものです。

2 目的外使用制度について

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）において、指定統計調査によって集められた調査票を同法第 7 条の規定により承認を受けた集計以外に使用することは原則として禁止されています。

目的外使用制度は、秘密の保護、公益性等一定の要件の下に、必要最小限の範囲で調査票の項目の使用を認めるものです。

3 申請手続について

申請書及び添付書類を調査実施省に提出してください（申請書及び添付書類の記載例については別紙を参照ください）。

調査実施省では、提出された申請書類の内容確認を行います。その際、申請事項の記載が不十分な場合や、申請書類に不備があった場合には、申請者に補正を求めます。申請内容の確認後、調査実施省は、申請についての意見を付して総務省に回付します。

総務省では、調査実施省から回付された申請に対し、審査の後、承認又は不承認の通知及び承認した場合の告示を行います。

4 申請に必要な書類

すべての場合に共通
◇指定統計調査調査票使用申請書
公務員等以外の者が調査票を使用する場合
◇秘密保護に係る誓約書
公務員等以外の者に調査票使用に係る業務を委託する場合
◇委託業務契約書の写し ◇秘密保護に係る覚書（委託業務契約書に明記されていない場合）
行政機関等から委託又は補助を受けて行う場合
◇交付決定通知書等の写し
行政機関との共同研究又は行政機関からの委託若しくは補助を受けて行う研究以外の場合
◇関係行政機関が当該目的外使用の結果を施策に利用する等公益性を明示的に示している文書

申請に必要な書類及び記載チェックリスト

■ 全ての場合に共通

		チェック
指定統計調査調査票使用申請書		
申請書記載事項		
	指定統計調査の名称	
	調査票の使用目的 / 研究計画・研究実施要領等と齟齬はないか	
	調査票の使用者の範囲 / 使用者は限定されているか	
	使用する調査票の名称及び範囲 / 提供可能な範囲であるか、必要最小限の範囲であるか	
	使用する調査事項 / 提供可能な調査事項であるか、必要最小限の調査事項であるか	
	使用方法 / 秘密保護の観点から問題はないか	
	使用期間 / 必要最小限の期間であるか	
	使用場所 / 秘密保護の観点から問題はないか	
	結果の公表方法及び公表時期（秘匿を行う場合その方法）	
	転写書類の使用後の処置 / 焼却、返納、データ消去等、適切な処置となっているか	
	事務担当者	
申請書添付書類		
	調査票様式または調査票データレイアウトフォーム （使用調査事項にマーカーしたもの）	
	集計様式（使用調査事項のわかるもの）	
	期間中の使用スケジュール	

《秘密の保護に関するもの》

■ 公務員等以外の者が調査票を使用する場合

秘密保護に係る誓約書	
------------	--

■ 公務員等以外の者に調査票使用に係る業務を委託する場合

委託業務契約書の写し	
秘密保護に係る覚書（委託業務契約書に明記されていない場合）	

《公益性に関するもの》

■ 行政機関等から委託又は補助を受けて行う場合

交付決定通知書等の写し	
-------------	--

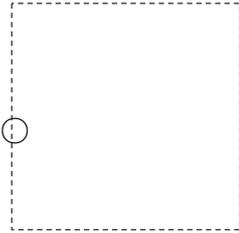
■ 行政機関との共同研究又は行政機関からの委託若しくは補助を受けて行う研究以外の場合

関係行政機関が当該目的外使用を施策に利用する等公益性を明示的に示している文書	
--	--

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

〇〇省〇〇局長 殿

国立大学法人
〇〇大学学長 〇〇〇〇



〇〇調査調査票の使用及び同調査票の複製について（依頼）

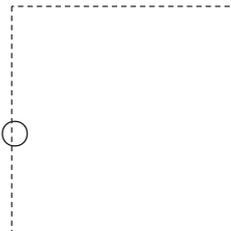
標記について、統計法（昭和22年法律第18号）第15条第2項の規定に基づき、別紙申請書のとおり使用承認を申請しますので、総務大臣あて申請手続き方よろしくお取り計らい願います。

なお、承認後は、別添のとおり〇〇の複製についても併せてお願いいたします。

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

総 務 大 臣 殿

国立大学法人
〇〇大学学長 〇〇〇〇



指定統計調査調査票の使用について（申請）

標記について、統計法（昭和22年法律第18号）第15条第2項の規定に基づき、別紙申請書のとおり使用承認を申請します。

指定統計調査調査票使用申請書

- 1 指定統計調査の名称
- 2 調査票の使用目的
- 3 調査票の使用者の範囲
- 4 使用する調査票の名称及び範囲
 - (1) 名 称
 - (2) 年 次
 - (3) 地 域
 - (4) 属性的範囲
- 5 使用する調査事項
- 6 使用方法
- 7 使用期間
- 8 使用場所
- 9 結果の公表方法及び公表時期
- 10 転写書類の使用後の処置
- 11 事務担当者

指定統計調査調査票使用申請書

1 指定統計調査の名称

【記載例】

〇〇調査（指定統計第〇号を作成するための調査）

2 調査票の使用目的

【記載上の注意】

調査票の使用目的、当該調査の調査票でなければいけない必要性をできる限り具体的に記載してください。また、研究計画・研究実施要領など記載内容が確認できるものを添付してください。

【記載例】

〇〇(府)省の〇〇補助金の交付を受けて行う「〇〇に関する研究」の一環として、〇〇について分析する基礎資料を得るため、〇〇調査の調査票を使用する。

「〇〇に関する研究」は〇〇を目的とし、〇〇について分析するものであり、これには△△の情報が存するものの、△△では◇◇の理由から、研究目的を達するための十分な情報が得られない。したがって、「〇〇調査」中「〇〇」の調査事項が必要であり、このため今回使用申請をするものである。

3 調査票の使用者の範囲

【記載上の注意】

調査票情報の使用者すべてについて、その所属機関、役職名、氏名を記載してください。（組織で使用し、個別の使用者を特定できない場合は、使用する組織をできるだけ限定的に記載してください）

なお、集計作業等を民間事業者へ委託する場合には、その事業者についても記載してください。

【記載例】

- (1) 〇〇省〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係の職員
- (2) 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇（氏名）
- (3) 〇〇から集計事務を受託した株式会社〇〇の〇〇部〇〇課の電子計算機担当職員

4 使用する調査票の名称及び範囲

【記載上の注意】

必要最小限のものとしてください。

- (1) 名 称

【記載上の注意】

使用する調査票の様式名を記載してください。(括弧内には、その調査票が収録されている媒体を記載してください)

【記載例】

〇〇調査：〇〇票 (磁気テープ)
〇〇票甲 (MO)

(2) 年 次

【記載例】

平成 17 年及び 18 年
平成 15 年 4 月分から 17 年 12 月分までの各月分
平成〇年 (〇〇票、△△票、□□票)、平成〇年 (〇〇票のみ)

(3) 地 域

【記載例】

全国
〇〇県分
〇〇が使用する場合にあつては全国、〇〇が使用する場合にあつては、その〇〇県に係るものに限る。

(4) 属性的範囲

【記載上の注意】

特定の属性的範囲について使用する場合は記載してください。

【記載例】

従業員 30 人以上の事業所
資本金 1,000 万円以上の法人
全世帯 (〇〇世帯を除く)

5 使用する調査事項

【記載上の注意】

調査票の種類ごとに集計・分析に使用する調査事項のみを記載してください。必要最小限のものとしてください。

【記載例】

- (1) 各調査票に共通する調査事項
市町村番号、単位区符号、調査世帯番号、一連世帯番号
- (2) 〇〇票
平成〇年 続き柄、性別、満年齢
平成△年 単身及び二人以上の別、続き柄、性別、満年齢

6 使用方法

【記載上の注意】

閲覧、転写、集計の別を明示の上、使用者・使用場所・使用媒体・使用方法を具体的に記載してください。サーバにダウンロードする場合は、利用者のアクセス制限についても記載してください。

転写する場合には転写様式、集計する場合は集計様式 (使用調査事項がわかるもの) を添付してください。

【記載例】

《記載例1》

- (1) ○○省○○局○○課の○○担当職員が、同課内において、転写様式により、○
○調査票の内容を記録した磁気テープから上記5記載の内容を磁気テープに転写
する（磁気テープは、鍵のかかる保管庫等で管理する。）。
- (2) ○○大学大学院○○研究科○○研究室において、○○大学○○学部教授○○○
○が、転写した前記磁気テープを用いて、別紙により集計し分析する。

《記載例2》

- (1) ○○省○○局○○課電子計算機室内において、○○省○○局○○部○○課○○
系の職員が、同課で保存する原磁気テープのデータをサーバの専用フォルダにダ
ウンロードする。（このフォルダは、外部から遮断され○○課職員のみがアクセ
ス可能である）次に○○省○○局○○部○○課○○系の職員が、サーバにダウン
ロードされた電磁的記録媒体のデータから上記5記載の調査事項を抽出の上、抽
出されたデータを転写してMOディスクを作成する（MOディスクは、鍵のかか
る保管庫等で管理する。）。
- (2) ○○大学大学院○○研究科○○研究室において、○○大学○○学部教授○○○
○が、転写した前記MOを用いて、別添により集計し分析する。

7 使用期間

【記載上の注意】

使用開始は官報公示後となりますので、これを踏まえて必要最小限の使用期間を設
定してください。

また、期間中の使用スケジュールも添付してください。

【記載例】

平成16年4月1日から同年11月30日までの間
官報公示の日から平成○年○月○日までの間
官報公示の日から1か月間

8 使用場所

【記載例】

○○省○○局○○課電子計算機室内
○○大学電子計算機室内

9 結果の公表方法及び公表時期

【記載上の注意】

使用した結果を公表するか否かを記載してください。公表する際に個々の調査対象
に関する事項の秘匿を行う場合は、具体的な方法について付記してください。

【記載例】

平成○年○月までに報告書（名称を明記）を作成し公表する。

集計結果は平成○年○月末日までに報告書（名称を明記）として公表する。なお、
個々の○○の秘密を保護するため、集計単位で○○数が1又は2の場合は「x」に置
き換えて秘匿するほか、○○数が3以上の場合であっても、個々の○○が明らかにな
る場合は同様の方法で秘匿する。

10 転写書類の使用後の処置

【記載上の注意】

転写した書類（電磁的記録を含む。）の保管場所、保管期間、保管責任者を明記し、さらに保管終了後の処置（焼却、消去、返納、溶解又は裁断）について記載してください。また、調査票を使用する過程で個々の調査対象の記入内容が判別できる中間集計表ができる場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様としてください。

【記載例】

転写した〇〇については、上記7の使用期間中は〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇研究室において保管責任者〇〇〇〇（氏名）が保管し、使用期間終了後、直ちに消去する。また、中間作成物についても、使用期間終了後、直ちに焼却する。

11 事務担当者

【記載上の注意】

申請担当者の連絡先を記載してください

【記載例】

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇研究室 〇〇〇〇（氏名）

電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（直通）

FAX番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail : 〇〇〇〇〇〇〇〇

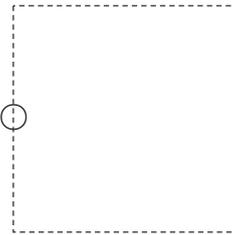
誓 約 書

平成〇年〇月〇日

総 務 大 臣 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇 〇〇ビル
財団法人 〇〇研究所

理事長 〇〇 〇〇



〇〇省から受託する・・・に係る業務に際して、下記の者による〇〇調査
調査票の使用に当たっては、統計法（昭和22年法律第18号）第14条の規定
を遵守し、本業務以外には使用せず、磁気データ内容、その他知り得た事項
を他に漏らさないことを誓約いたします。

記

財団法人 〇〇研究所
研究員 〇〇 〇〇
研究員 〇〇 〇〇

参考例

誓 約 書

平成〇年〇月〇日

総 務 大 臣 殿

〇〇大学〇〇学部

教 授 〇〇 〇〇

印

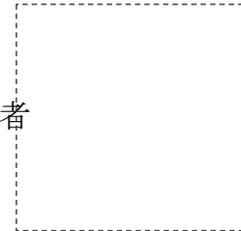
〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇は、・・・の研究によって〇〇調査調査票を使用するに当たり、統計法（昭和22年法律第18号）第14条の規定を遵守し、調査票を適正に管理するとともに、秘密の保護に遺漏のないよう、厳重に注意することを誓約いたします。

(申請時に契約関係書類を添付できないときの代替文書)

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

申請者



〇〇統計調査調査票の使用申請に係る集計等業務委託契約
における秘密保持義務等に関する事項の明記について

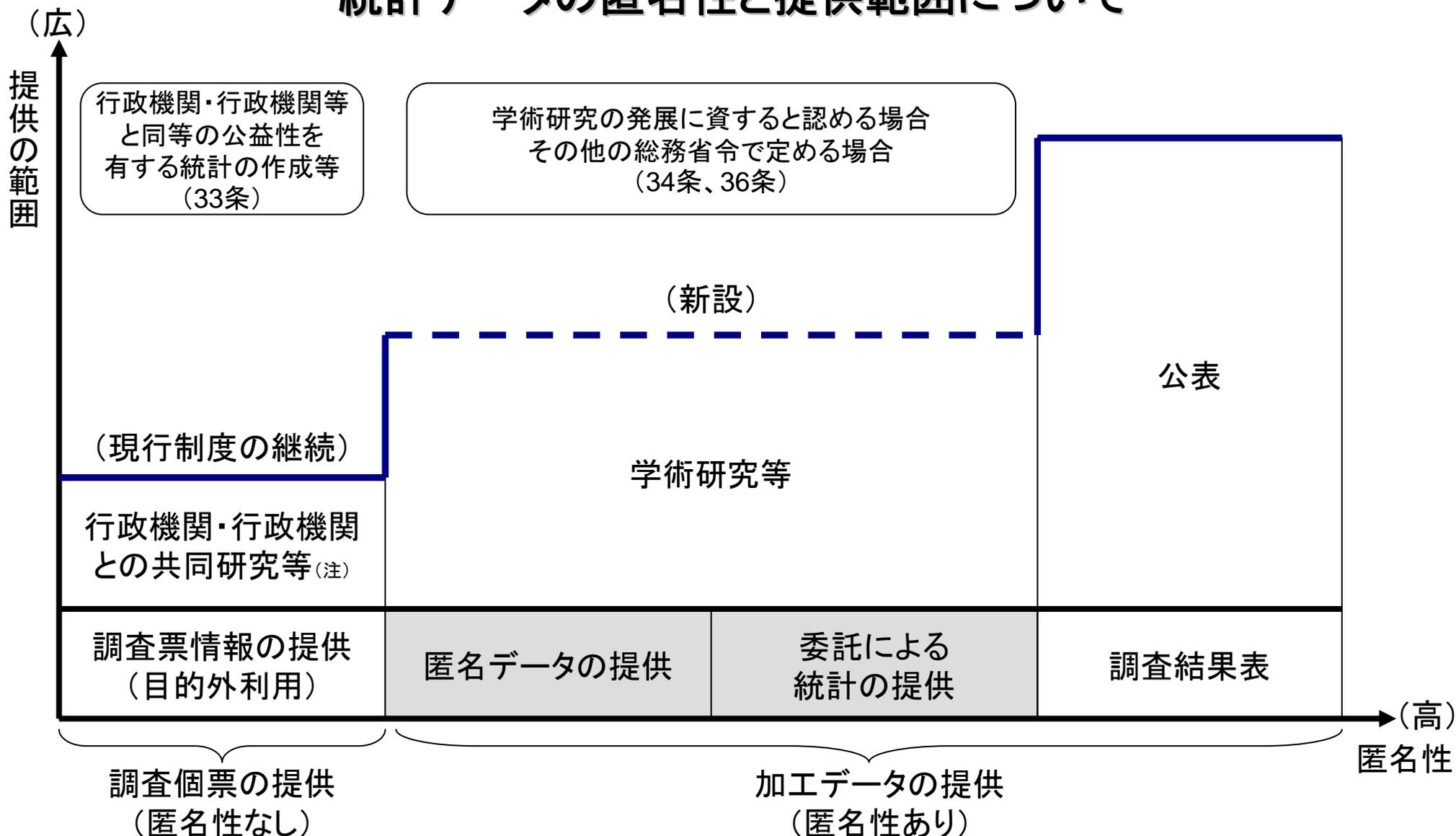
平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で申請した〇〇統計調査調査票の使用申請については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票等の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 調査票の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

統計データの匿名性と提供範囲について



(注) 目的外使用の現行承認要件

- a 行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用するものであること
- b 行政機関又はそれに準ずる機関から委託又は補助を受けて行う研究等の一環として使用するものであること
- c 行政機関又はそれに準ずる機関による当該使用が公益性を有する旨の文書が添付されていること

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第三章 調査票情報等の利用及び提供

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務

省令で定める統計の作成等

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成する

ことができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。